



車両転落事故における偶然性欠如と 故意免責の認定

弁護士 天野 康弘

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

広島高裁岡山支部令和5年12月21日判決 令和5年(ネ)第124号 保険金請求控訴事件
自保ジャーナル2169号167頁 (WestlawJapan2023WLJPCA12216002)
(原審：岡山地裁令和5年6月7日判決 令和3年(ワ)第722号 保険金請求事件
WestlawJapan2023WLJPCA12216002)

1. 本件の争点

車両転落事故が、「偶然」に発生したものか、被保険者の「故意」により発生したものか。

2. 事実の概要

(1) 当事者等

- ① 亡A(被保険者)は、本件事故当時53歳の男性であり、令和元年9月14日、自動車(以下「本件車両」という。)を運転中、後記本件事故によって死亡した。
X1(原告・控訴人)は亡Aの妻、X2(原告・控訴人)は亡Aの養子である。
亡Aには、前妻との間に二人の子がいるが、両名は相続放棄の申述をしている。
- ② Y保険会社は、損害保険業等を目的とする株式会社である。

(2) 保険契約の締結とその内容

① 保険契約の締結

Yは、本件車両の所有者である訴外Bとの間で、平成31年1月18日、概要以下のとおりの自動車保険契約を締結した(以下「本件契約」という。)

保険種類：個人総合自動車保険

保険期間：平成31年1月18日午後4時～平成38年1月18日午後4時

契約者：訴外B 被保険者：亡A 契約車両：本件車両

人身傷害保険金額：7000万円 車両保険金額：240万円

② 本件契約の内容

本件契約に係る個人総合自動車保険普通保険約款（以下「本件約款」という。）の概要は以下のとおりである。

1) 第2章 傷害保険 人身傷害条項

ア 保険金を支払う場合（第1条1号）

Y は、本件契約の契約車両の運行に起因する事故に該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この人身傷害条項および基本条項に従い、保険金請求権者に人身傷害保険金を支払う。

イ 人身傷害条項の保険金請求権者（第3条1号）

被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とする。

ウ 保険金を支払わない場合（第4条2項1号）

被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した傷害による損害

2) 第3章 車両保険 車両条項

ア 車両条項の保険金を支払う場合（第1条1項）

Y は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって契約車両に発生した損害および契約車両の盗難によって発生した損害に対して、この車両条項及び基本条項に従い、被保険者に車両保険金を支払う。

イ 車両条項の保険金額（第3条）

Y と保険契約者または被保険者は、保険契約締結の時ににおける契約車両の価額を、車両保険金額として定めるものとする。

ウ 車両条項の保険金を支払わない場合（第4条1項1号ア）

Y は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した損害に対しては、車両保険金を支払わない。

(3) 本件事故の発生

- ① 亡A は、令和元年9月14日午前0時ころ、本件車両を運転して、岡山県赤磐市先路上（以下「本件事故現場」という。）から、そこに隣接するa池（以下「本件池」という。）に転落して、死亡し、本件車両は全損した（以下「本件事故」という。）

- ② 本件事故現場の周囲の状況の概要は次のとおりである。

本件池南側の外周に沿って幅員約4mのアスファルトで舗装された平坦な道路があり、この道路の本件池側にはガードパイプやガードレールが設置されているが、一部ガードパイプやガードレールが途切れている部分があり（この部分を以下「本件開口部」という。）、ここから本件池へと続いている。

本件開口部の幅は約14.5mである。

本件開口部から 2.34～2.75m 程度の草地が続き、その先に法長 3.5m 程度の^{のりめん}法面を経て本件池に至る。

- ③ 本件車両の部品は、本件池の岸から 5m 先の池の中から発見された。道路から車両部品発見場所の池の底までの高低差は 2.2m である。本件車両は、ガードレールの切れ目から約 20.1m の地点の池の中に浮いた状態で発見された。車両発見地点の水深は 2.5m であった。

(4) 保険金が支払われる場合の保険金額

本件事故に関して保険金が支払われるとされた場合、人身傷害保険金額は 5986 万 0149 円、車両保険金額は 240 万円である。

(5) 原審

大要、以下のように判示し、請求を棄却したため、X らが控訴した。

① 人身傷害保険について

X らは、本件車両が野生動物との接触を回避するためにハンドルを^{てんぼ}転把した結果として本件開口部に進入した、ハンドル操作の誤りによって転落した、と主張するが、本件事故態様からそのような推認はできないから、本件事故に関し、本件約款所定の「偶然」な事故に当たると推認することはできず、このほか、これを推認させるに足る事実関係及び証拠はない。その余の点を判断するまでもなく、X らの人身傷害条項に基づく人身傷害保険金の請求は認められない。

② 車両保険について

亡 A は自らの意思でハンドルを転把させて本件開口部に進入し、そのまま本件車両の制動措置や本件車両からの脱出措置を講じることなく、本件車両に乗車したまま本件池に転落していったのであるから、亡 A の経済状況や親族関係等、Y が掲げる事情について検討するまでもなく、亡 A が本件車両を本件開口部から本件池に向かって走行させたと推認することができ、本件事故について亡 A の故意によって発生したものと認めることができる。したがって、X らの車両条項に基づく車両保険金の請求は認められない。

3. 判旨（控訴棄却）（確定）

(1) 争点と主張・立証責任の所在について

「X らの保険金請求に関し、保険事故に当たる本件事故が客観的・外形的に発生したことは、当事者間に争いがない。本件の争点は、本件事故が偶然に発生したものか、それとも亡 A の故意により発生したものかである。」

「保険事故の偶然性及び故意の要件事実の主張・立証責任の所在については、本件契約の人身傷害条項及び車両条項の文言や定め方に照らして、①本件契約の人身傷害条項第 1 条に基づく保険金請求については、本件事故が「急激かつ偶然な外来の事故」により発生したことを X ら側が負担すべきであり、②本件契約の車両条項第 1 条に基づく保険金請求については、被保険者の故意を Y 側で負担すべきである（①につき最高裁平成 13 年 4 月 20 日第二小法廷判決・民集 55 巻 3 号 682 頁、②につき同平成 18 年 6 月 1 日第一小法廷判決・民集 60 巻 5 号 1887 頁参照）。」

(2) 本件事故に関する客観的状況について

「本件車両が本件道路から本件開口部に進入する経路は4通りある。実験結果によると、本件車両を本件開口部に進入させるには、本件車両のハンドルを、岡山県赤磐市〇〇方面から進行してきた場合は左に302度（約6分の5回転）、同市△△方面から進行してきた場合は右に359度（約1回転）、同市◇◇方面から進行してきた場合は右に271度（約4分の3回転）の後に左に180度（約2分の1回転）、同市◎◎方面から進行してきた場合は左に271度（約4分の3回転）の後に右に359度（約1回転）、それぞれ大きく転把させることとなるため、いずれもハンドルを持ち替える必要がある。」

「本件事故現場の状況、本件車両の転落前の状況及び損傷状況等からすると、本件車両は、本件道路から本件池に向かって、本件開口部を通過して、前方から進入したものである。そして、いずれの方面からであっても幅約14.5mしかない本件開口部を通過するためには、本件車両のハンドルを意識的に持ち替えて大きく転把する必要がある」「そのようにハンドルを大きく転把して安全に曲がるためには時速30km未満で走行する必要がある。また、本件道路は、自動車のヘッドライトが照射されていれば、道路の形状等を認識することは容易であるから、道を誤って本件開口部に至るとは考え難く、仮に、誤って本件開口部に至ったとしても、本件開口部から本件池の間には草地や法面が存在するため、運転者は直ちに事故回避措置をとるのが通常であって、そのまま本件池に転落する事態は考え難い。本件車両に不具合があったことも想定できない。そうすると、亡Aは、本件道路をスピードを出さずにあえて本件池に向かって本件車両を進行させ、本件池に転落したと推認される。

しかも、上記のようなハンドルの転把状況からすると、亡Aが居眠り状態であったとか意識喪失状態であったとはそもそも考え難い上、亡Aの遺体に外傷はなかったから、転落前の外傷が原因で意識を喪失していたとは考えられない。溺死までの経過として少なくとも車両が水没してから数分を要するところ、車両は、その構造上、転落してもすぐには沈まず、いったんは水に浮かぶものであり、運転席又は助手席の窓ガラスから脱出することは可能であることも考慮すると、亡Aは、全開状態であった本件車両の左右の窓ガラスから脱出することが可能であり、それが困難であったとはうかがわれない。そうすると、亡Aは、本件車両を本件池に転落させた後、あえて脱出せずに、水没する車両にとどまって溺死するに至ったものと推認される。

このように、本件事故に関する客観的状況は、本件事故が、亡Aのハンドル操作等の誤りといった過失によるものではなく、亡Aの意思に基づく故意によるものであったことを強く推認させ、本件事故の偶然性を否定する方向の事実であるといえる。」

(3) 亡Aの自殺の可能性について

① 亡Aの経済状況

資産、負債、家計（収入・支出）や、亡A死亡による経済的利得として死亡共済金の存在や本件契約による保険金などを事実認定したうえで、次の通り判示した。

「亡AとX1の家計は、その収入と支出の状況や実際にも亡Aに預貯金があったとは認められないことからすると、X1が説明するとおり、貯金をするほどの余裕はなかったものである。そして、亡Aの資産といっても、オーバーローン状態の自宅の土地建物のほか、資材置き場にしていた土地がある程度で、直ちに換価できるものはなかった。

このような状況のもと、亡 A は、本件事故の 2 か月前には新たなカードローンの申込みを断られ、本件事故当時は、従前の取引先であった D 通信での仕事もなくなり、他に収入を得られる具体的な見込みはなかったことからすると、本件事故当時、経済的に困窮していたということが出来る一方、死亡すれば相応の経済的利得があることが見込まれていた。

そうすると、このような経済状況は、亡 A が自殺を図る動機となり得るといえるべきである。」

② 本件事故直前の亡 A の行動

亡 A が X1 に対し送信したメッセージ（本件事故前日の令和元年 9 月 13 日であり、送信した最後メッセージは 23 時 06 分）には、C さんと食事をしていて、これから中庄から出る、というものがあつたが、これについて、次の通り判示した。

「X1 にとって……亡 A がいう「C さん」は知らない人物である。亡 A の携帯電話の電話帳等にも登録されておらず、警察でも上記人物を確認できなかった。そして、亡 A の死後、解剖したところ、胃に内容物がなく、本件事故発生前に亡 A が食事をした形跡はなかった。」「中庄方面から自宅に帰宅する場合、通常、本件事故現場道路を走行することはない。」「そうすると、亡 A の本件事故直前の行動は X1 に対するメッセージの内容とは全く異なっていて、不自然かつ不可解である。」

③ 小括

「以上、亡 A は、経済的に追い詰められていて、自殺の動機となるような事情があつたといえることができ、しかも、本件事故以前及び前日の亡 A の行動には、本件事故が自殺であることと矛盾するものは見当たらない。」

(4) まとめ

「以上によれば、①本件事故に関する客観的状況から、本件事故の発生は亡 A の意思に基づく故意によるものであつたと強く推認されること、②亡 A は、経済的に追い詰められ、自殺の動機となるべき事情があつたといえること、③本件事故直前の亡 A の行動には、本件事故が自殺であることと矛盾するものはないことなどを総合すると、本件事故は、亡 A が自殺を図って故意に発生させたと推認するのが相当である。

したがって、本件事故は、本件約款中の人身傷害条項の「急激かつ偶然な外来の事故」に当たらないから、Y は、X らに対し、人身傷害保険金の支払義務を負わない。

そして、本件事故による損害は、本件約款中の免責条項にある「被保険者」である亡 A の「故意によって発生した」といえることができるから、Y は、X らに対し、車両保険金の支払義務を負わない。」

4. 評釈（賛成である）

(1) 本判決の争点

本件は、被保険者が運転する車両が池に転落した事故について、転落が、人身傷害保険約款の「偶然」な事故に該当するか、また、車両保険約款の被保険者の「故意」によるものかが、争われた事案である。

「偶然」とは、傷害の原因または結果の発生が予見できないことをいい、被保険者の意思に基づかないという意味であり、被保険者の故意によらないことと同義である¹⁾。

本稿では主に実務的視点から、判例・裁判例を踏まえ、この種事案の留意点を中心に検討を行う²⁾。

(2) 立証責任の所在、立証の程度、当局の監督指針

① 立証責任の所在

本判決が判示している通り、判例³⁾の立場によれば、傷害保険については、保険金請求者が負担することになるので「偶然」な事故であることについて保険金請求者が立証する必要がある、他方、車両保険については、保険会社が負担することになるので、事故が被保険者の「故意」によることについて保険会社が立証する必要がある。

立証ができない場合は、傷害保険については請求棄却、車両保険については請求認容の帰結となるため、立証責任の所在について、保険・共済実務上は十分に理解する必要がある。

なお、本件のように立証責任が保険金請求者と保険会社で異なる保険金請求が複数なされた場合、立証責任の所在の観点から、請求棄却と請求認容が分かれることも理論上はありえ、実際にそのような裁判例（東京地判平成 30 年 1 月 31 日判時 2398 号 93 頁）⁴⁾がある。

② 立証の程度

本判決では触れられていないが、上記のように傷害保険は保険金請求者が立証する必要があるところ、「偶然」な事故の立証とは、被保険者の意思に基づかない事故という消極的事実の立証であり、消極的事実の立証は困難を伴うことがあるから、通常の上証責任より負担を軽減すべきではないかという指摘がなされてきた。

-
- 1) 大森忠夫・保険法（補訂版）61 頁以下（1985 年・有斐閣）、山下友信・保険法（下）198 頁（2022 年・有斐閣）、甘利公人ほか・ポイントレクチャー保険法（第 4 版）269 頁（2025 年・有斐閣）。
 - 2) 学問的視点では、本件の争点について、主に立証責任の所在、立証の程度を中心に従前から多くの議論があり、近時の判例評釈である田中智子・事例研レポ 335 号 1 頁（2020 年）、桜沢隆哉・事例研レポ 335 号 16 頁（2020 年）において多数の学説の整理がされている。なお、当研究会でも過去に、車両転落事故に関する裁判例が複数報告されており、黒田佳祐・共済と保険 2022 年 10 月 28 頁、北田康治・共済と保険 2020 年 7 月 8 月号 42 頁、勝野義人・共済と保険 2017 年 4 月 28 頁 5 月 30 頁がある。
 - 3) 損害保険契約の傷害保険について最判平成 13 年 4 月 20 日裁判集民 202 号 161 頁（判時 1751 号 171 頁）は「本件各約款に基づき、保険者に対して死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶然な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。」と判示している（ただし、本判決は生命保険契約の災害割増特約について「保険者に対して災害割増特約における災害死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負う」と判示した最判平成 13 年 4 月 20 日民集 55 巻 3 号 682 頁を引用している）。次に、車両保険について最判平成 18 年 6 月 1 日民集 60 巻 5 号 1887 頁は「車両の水没が保険事故に該当するとして本件条項に基づいて車両保険金の支払を請求する者は、事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることについて主張、立証すべき責任を負わないというべきである」と判示する。
 - 4) この裁判例は、人身傷害保険金請求について偶然性が認められないとしつつ、車両保険金請求については「本件事故に偶然性が認められないからといって、直ちに保険会社に故意免責が認められるものではない」と判示して、車両保険金請求は請求を認容している。

裁判例（仙台高判平成 28 年 10 月 21 日判例集等未登載⁵⁾）でも「保険金請求者にとって、保険事故の具体的経緯を立証するのが必ずしも容易なものとはいえないこと、一般に人は相応の理由がない限り自死するものではないことに照らせば、保険金請求者としては、発生した事故の態様が、外形的、客観的にみて、被保険者の故意に基づかない原因により十分に発生しうる態様であることを立証すれば、事故の偶然性は推認され、保険者の側で被保険者の自死を疑わせる事情を立証して推認を覆さない限り、当該事故は偶発的な事故であると認められると解すべきである」と判示するものがある。その他、青森地八戸支判平成 18 年 6 月 26 日判タ 1258 号 295 頁⁶⁾、高松高判平成 10 年 6 月 15 日判タ 986 号 286 頁⁷⁾、福井地武生支判平成 5 年 1 月 22 日判タ 822 号 261 頁⁸⁾があり、それぞれ同じ言い回しではないもの、この点について言及している。

判決文では明示しない場合であっても、個々の裁判官の内心として、このような裁判例の考えを踏まえ心証を形成している可能性もあることに鑑み、保険・共済実務上は、立証責任の所在にとらわれずに、事実関係の調査・確認を行う必要がある。

③ 当局の監督指針

金融庁は、保険会社向けの総合的な監督指針のなかで、支払査定時における態勢整備として保険会社に対し、「保険金等の支払可否の判断にあたっては、立証責任が保険会社側にあるか、請求者側にあるかにかかわらず、事実関係の調査・確認を十分に行う態勢となっているか。」に留意するよう求めている⁹⁾。

④ 小括

以上からすると、保険・共済実務では、立証責任の所在について十分に認識・理解をする必要があるが、傷害保険については保険金請求者の立証の程度が軽減されている裁判例が存在し、また、当局の監督指針も踏まえると、本判決の争点である「偶然」「故意」に関する事実関係の調査・確認については、立証責任の所在に捉われることなく行う必要があり、実際に保険・共済実務ではそのような調査・確認がなされていることが通例である。

5) 評釈として、田中・前掲 1 頁、桜沢・前掲 16 頁。

6) この裁判例は、「保険金請求者において、保険事故を推認させる程度の一応の外形的事実が立証されれば、保険者が前記推認を覆すに足りる事実、すなわち、自殺を真に疑わせる事情を立証しない限り事故の偶然性を認定することができる」と判示する。

7) この裁判例は、「共済金請求者は、事故が被共済者の故意によるものではないことの立証責任を負うが、その証明は、厳密であることを要せず、故意でないことを推認させる事情を証明すれば足り、これに対し、共済者は、故意を疑わせる別の事情を立証すべき」と判示する。

8) この裁判例は、「自殺かどうかは被保険者の意思にかかることであり、厳密にその立証をすることは困難であるから、事故の態様その他周辺事情により、自殺でないことが推認できれば良く、そのような推認ができれば、逆に保険者の方で自殺を疑わせる別の事情を立証すべきである」と判示する。

9) 金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針（令和 7 年 3 月）」Ⅱ－4－4－3 保険金等支払管理態勢(2)⑤ケ（ア）。共済も同様であり、例えば、農林水産省「共済事業向けの総合的な監督指針（令和 7 年 3 月）Ⅱ－4－6－3 共済金等支払管理体制(2)⑤ケ（ア）。

(3) 「偶然」「故意」に関して調査・確認すべき事実関係と本判決

保険・共済の実務上、大別すると、事故態様や被保険者の行動の不自然性といった被保険者の意思の介在の有無について客観的な判断になじむ事情と、被保険者の自殺の動機といった被保険者の主観的事実について、それぞれ調査・確認したうえで、これらの事情を総合的に検討・判断するのが通例である¹⁰⁾。

① 事故の態様や被保険者の不自然な行動

事故態様、事故発生日時、事故現場の状況などから、被保険者の意思の介在がなければ、事故が発生しないだろうと客観的にみて判断できる事情がもっとも重要であり、一番に調査すべき事柄である。

本判決も同様であり、本件では、そもそも本件道路から本件開口部に進入するには、車両速度を時速 30 ㎞以下という低速な速度の状態で、(進入に至る経路にもよるが、いずれにしろ) ハンドル操作を半分以上から 1 回転と大きく転把させながらハンドルを持ち替える必要があり、これは運転者の意思が強く介在しないと不可能であると評価せざるを得ない。加えて、仮に、誤って本件開口部に至ったとしても、本件開口部から本件池の間には草地や法面が存在するため、運転者は直ちに事故回避措置をとるはずであるから、これに反した本件の運転者の行動には強い意思の介在があったと評価されることになる。

この点についての調査・確認は、「偶然」「故意」の判断にあたって最重要な事実関係であるから、事故の瞬間が撮影されたドライブレコーダーや防犯カメラ動画を確保できない場合は、実務上は、本件のように実験報告書を作成するなどして、その立証が十分に行えるように配慮する必要がある¹¹⁾。

また、被保険者の不自然な行動の有無も重要な事情であり、実務上は、よく調査・確認すべきである。

この点について、典型的な事情は、被保険者が事故時刻に事故現場にいることについて、合理的な事情が認められないケースである。

本判決でも、事故直前の被保険者の行動について、存在が確認できない架空人であろう人物と食事をしていたなどの不可解な被保険者のメッセージに加え、被保険者のメッセージ通りであれば事故現場に至ることがないという事情を指摘している¹²⁾。

10) この点に関し、よく引用される下級審裁判例の判断事情をまとめた文献として大阪民事実務研究会編「不正請求争点事案における裁判例の分析と事実認定上の諸問題」判タ 1161 号 28 頁以下 (2012 年)、東京地裁ブラックティス委員会第一委員会「保険金請求訴訟をめぐる諸問題 (上) 判タ 1397 号 15 頁以下 (2014 年) があり、これらの文献では、事故の客観的状況等、被保険者等の事故前後の行動等、被保険者等の動機・属性等、保険契約に関する事情が挙げられており、本判決も基本的に同様の枠組みである。

11) 本件のような車両転落事故でいえば、保険会社は、自動車交通事故解析鑑定書 (東京地判平成 30 年 1 月 31 日判時 2398 号 93 頁)、技術職社員作成報告書 (大阪高判平成 31 年 3 月 19 日判時 2458 号 61 頁)、事故解析技術研究所作成鑑定書 (函館地判令和 3 年 5 月 25 日自保ジャーナル 2102 号 150 頁) を証拠提出している。

12) ただし、本判決では、この事情は、本件事故が自殺であることと矛盾するものではないという補充的な事情という形で使用されている。

② 被保険者の自殺の動機

これについては、資産・負債・家計（収入・支出）について経済的困窮の有無、仕事・職場、家庭関係や疾病・怪我についての悩みの有無、死をほのめかす言動・遺書の有無、死亡することによる経済的利得の額（保険金額）や保険契約締結日との時間的近接性などを確認・調査すべきであり、被保険者が自殺の動機を有していたか検討をすることになる。

本判決でも、自殺の可能性の検討の中で、資産、負債、家計（収入・支出）、死亡による経済的利得として死亡共済金の存在や本件契約による保険金などについて検討がなされている。

ただし、この点について留意すべき事項としては、被保険者が自殺の動機を有していたことは、事故態様から被保険者の意思の介在が疑われる場合について、自殺と推認するための補充的事情と理解される点である。

換言すれば、被保険者が自殺の動機を有していたと考えられる場合でも、事故態様自体には被保険者の意思の介在が不明だと判断される場合は「偶然」「故意」に関して保険会社の主張は認められない方向となり、逆に、本件事故のように現場の状況と事故態様から、被保険者の強い意思の介在が十分に推認できる事案では、被保険者の動機が不明であっても、「偶然」「故意」に関して保険会社の主張は認められる方向となる。

この点に関して、大阪高判平成 21 年 9 月 17 日金判 1334 号 34 頁は「自殺を意図する者の内心の心理は様々であって、突発的な自殺もある反面、計画的な場合でも、周囲に気付かれないように平静を装っていた可能性も否定することはできない」と、また、東京地判平成 19 年 1 月 30 日 2007WLJPCA1300008 は「原告らは、E の生活状況やウズベキスタンでの滞在状況からして、自殺の動機は見当たらないとするが、深層のかつ多面的な人の内面は計り知れないものがあることから、外面的に把握された動機の存否は、決定的な事情とは言い難い」とそれぞれ判示している。

前掲・仙台高判平成 28 年 10 月 21 日判例集等未登載も、被保険者に自死の動機が見当たらないことを認めつつも、他方で、動機の明らかではない自死も少なくないこと、転落の客観的態様から被保険者が故意に手すりに乗ったと考えないと転落自体が考え難いと判示して、請求を棄却している。

(4) 本判決と原判決

本件では、事故現場の状況と事故態様から、被保険者の強い意思の介在が十分に推認できる事案であったと考えられる。

それゆえ、原審では、その他の事情を検討ないし判断するまでもないと判示され、被保険者の不自然な行動・自殺の動機の有無といった事情については言及されなかったものと推察される。

もっとも、上述の通り、「偶然」「故意」の判断にあたっては、様々な事情を斟酌して総合的に判断することになるのであるから、これらの事情ごとに重要性の大小はあるとしても、当事者か

ら主張があれば、判決文でも言及することが丁寧で望ましいものと考えられるので、筆者としては控訴審の本判決を妥当と評価する¹³⁾。

以上

13) 当研究会の議論では、「偶然」「故意」の判断を行うのであるから自殺の動機は検討すべきである、原審の判決は省略化しすぎており妥当ではない等の意見、他方で、(立証責任が保険会社にある)故意免責が争点になっていなければ自殺の動機について控訴審も詳しく記載しなかったかもしれないという意見、その他、控訴審と異なり原審は「偶然」の判断と「故意」の判断を明確に区別して記載しているがこの点は評価できるとする意見などがあった。